



2025年2月26日

各 位

会 社 名 リニューアブル・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 眞邊 勝仁
(コード番号：9522 東証グロース)
取 締 役
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 池 田 栄 進
管 理 統 括 本 部 長
(TEL. 03-6670-6644)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年2月3日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年2月3日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案について本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年3月18日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年3月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2025年2月3日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式

- ② 併合比率
2025年3月24日(予定)をもって、2025年3月23日(予定)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式787,264株について、1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
30,444,495株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
30,444,533株
(注) 当社は、2025年2月3日付の取締役会において、2025年3月21日付で自己株式147株(2025年2月3日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
38株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
152株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
- (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由
本株式併合により、東急不動産会社(以下「公開買付者」といいます。)及び株式会社H&Tコーポレーション(以下「H&T」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することを予定しております。この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年3月23日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数の、本公開買付価格と同額である1,250円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。
- (ii) 売却に係る株式を買い取る者の氏名又は名称

東急不動産株式会社（公開買付者）

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、完全親会社である東急不動産ホールディングス株式会社（以下「東急不動産ホールディングス」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。当社は、公開買付者及び東急不動産ホールディングスの間で、2013年11月19日付「限度付貸付契約書」及び本公開買付けにおける買付資金及びその付随費用等の全額に相当する金額を借り入れることを規定した2024年11月14日付確認書が締結されていることから、公開買付者が本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保できると合理的に認められること、及び、公開買付者によれば、上記確認書を締結した2024年11月14日以降、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は生じておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのこと等から、当社は、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年4月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年4月下旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2025年6月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年3月23日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は2025年2月3日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合にかかる議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株

式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 152 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものです。

- (2) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 38 株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 7 条（単元株式数）、第 8 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。
- (3) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及び H&T のみとなるため、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 12 条（基準日）及び定款第 17 条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025 年 2 月 26 日（水）
② 整理銘柄指定日	2025 年 2 月 26 日（水）
③ 当社株式の最終売買日	2025 年 3 月 18 日（火）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025 年 3 月 19 日（水）（予定）
⑤ 本株式併合の効力発生日	2025 年 3 月 24 日（月）（予定）

以 上